

足立区少年団体連合協議会慶弔規定

(目的)

第1条 この規定は、足立区少年団体連合協議会(以下「少連協」という。)が行う慶弔に関する事項を定め、円滑な子ども会活動を支援することを目的とする。

(対象)

第2条 この規定の対象は以下のとおりとする。

- (1) 少連協役員、常任理事、事務局員の職にある者。
- (2) 少連協に加盟する子ども会員で、子ども会活動及びスポーツ少年団活動、並びに少連協事業、同受託事業に起因する事故。

(見舞いの範囲)

第3条 本会が行う慶弔に関する範囲及び金品は次のとおりとする。

- (1) 第2条(1)の職にある者の慶弔に関し、次の給付を行う。

ア 本人が死亡したとき	10,000円
イ 配偶者、同居の父母・子が死亡したとき	5,000円
ウ 本人が2週間以上入院したとき	5,000円
エ 半焼以上の火災のとき	5,000円
オ その職を10年以上で辞したとき	10,000円
- (2) 第2条(2)による事故の見舞金及びこれに必要な書類は別表のとおりとする。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、必要と認めた場合は正副会長協議の上決定する。

(経費)

第4条 この規定に要する費用は、少連協会計より支出する。

(改正)

第5条 この規定は、常任理事会の決定により改正することができる。

付則 本規定は、平成 2年4月1日より施行する。

付則 本規定は、平成12年4月1日より施行する。

付則 本規定は、平成18年4月1日より施行する。

別表

区分	見舞金	必要書類及び説明
死亡	80,000円	
3ヶ月以上	30,000円	医師の診断書、当該常任理事等の証明書
2ヶ月以上	15,000円	"
1ヶ月以上	10,000円	"
10日以上	8,000円	当該常任理事等の証明書

但し、診断書を提出した場合は診断書料を見舞金に加算する。

また、医師の診断書の期間より別表基準日を超える日数を要した場合、当該常任理事の証明によりその期間の見舞金を加算する。